吉川司法書士事務所ニュースレター

けやき通信

2022年9月
33号

ごあいさつ「HPのプチリニューアル」

当事務所のホームページですが、完全リニューアルして約半年経過しましたので、再度ＨＰ全体の雰囲気、そしてお客様へのご案内の観点から、見直しをしました。

全体の雰囲気ですが、全体的に明るいイメージとなるようトップページを変更し、同時に動画は廃止して画像が順番にスライドしていく方式に変更しました。

お客様へのご案内として、２つの見直しをしました。

①「初回相談が無料」であることを明記しました。
②相談予約の方法や、相談から業務依頼、そして業務終了までの流れについてイメージできるよう説明ページを設けました（トップ画面上段の緑色のバナーをクリックすると説明ページに移行します。）。

今後も、より分かりやすいＨＰとなるよう見直しをしていきます。ご意見・ご感想をお聞かせください。

今月のテーマ「遺産分割協議書の作成」

１．まず最初に・・・

前号では、遺産分割の基準や方法について述べました。

今月号では、遺産分割がまとまった後に作成する「遺産分割協議書」について述べていきます。

２．大前提

意外に思う方もいるかもしれませんが、「遺産分割協議書を作成しなければいけない」という法律上の決まりはありません。

また、「遺産分割協議書に実印を押さなければいけない」という法律上の決まりもありません。

遺産分割は、相続人全員が合意した時点で有効に成立します。

３．なぜ遺産分割協議書を作成するの？

それは、①後日の紛争予防のため、②相続手続きを円滑に進めるため、という２つの理由が考えられます。

①後日の紛争予防のため

遺産分割協議書を作成しなければ、そもそも相続人全員が合意したのか、誰がどの遺産を取得したのか、いつ合意したのかなどが明らかにならず、後日、言った・言わないの紛争が生じる可能性があります。

②相続手続きを円滑に進めるため

相続手続きをする際、金融機関などの手続先から遺産分割協議書の提出が求められます。

これは、手続先が、誰がどの遺産を取得したかを確認する必要があるからです。

４．なぜ実印を押印するの？

一般的に実印は、非常に重要な書類に押印するときに使用します。また、多くの人にとって、実印を押印するのは非常に重要な場面だと認識されています。

このように、重要な場面で重要な書類にしか使用しない印鑑で押印してある書類は、真正に成立した信頼度が高い書類と考えることができるからです。

もちろん、相続手続きをする際、金融機関などの手続先が、実印で押印してある遺産分割協議書の提出を求めているからでもあります。

５．遺産分割協議書の記載内容

「このようなことを記載しなければいけない。」という決まりはありませんが、一般的には、次の事項を記載します。

①亡くなった方の氏名・最後の住所・最後の本籍・出生日・死亡日。
②相続人の誰が・どの遺産を取得したか。
③相続人全員で協議して合意したこと。
④合意をした日。
⑤相続人の住所・氏名

６．作成上の注意点

上述のとおり、遺産分割協議書は、①後日の紛争予防のため、②相続手続きを円滑に進めるための２つの理由から作成します。

ですので、相続人にしか理解できない記載では不十分です。曖昧な表現は避け、第三者が見ても相続人間で合意した内容と同一の内容と理解できるだけの記載となるよう心掛ける必要があります。

事務所のご案内

司法書士　吉川　豊
ＴＥＬ　０５６２－９１－４３５０
豊明市西川町島原２－２　シマ原ビル１０３
業務時間：平日９時～１８時
（事前のご予約で、時間外・土日も対応可能です。）

主な取扱い業務
✓相続・遺言の作成支援・成年後見等
✓不動産の贈与・売買・担保権抹消
✓会社設立・役員変更・目的変更

吉川事務所　豊明市

（当事務所ＨＰ）